



NO. 152 (通号 243 号)  
令和 2 年 11 月号

# くらしのフレッシュ便

## 相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況等が異なれば、解決内容も違ってきます。)

### ～スマホで簡単に儲かる～副業サイトのトラブルに注意！

#### 《相談内容》

ネットで副業を探していたら、写真専用 SNS に「スマホがあれば、1回3万円稼ぐことができる。10万円を稼ぐことも可能。」と広告が出ていたので、興味をひかれ、無料通話アプリでやり取りをした。「人の相談や話し相手になればお金が稼げる。」と言われ、相手はマニュアルを送信してきた。代金は5万円で個人名の振込先口座を知らせてきた。マニュアルには、あるサイトの登録方法が載っていただけで、5万円の価値があるものではなかった。詐欺だと思い、支払わずにいたら、相手から「本日中に支払いがない場合、少額訴訟を起こす。」と通知が来た。代金を支払わないといけなのか。



(20歳代 女性)

#### 《アドバイス》

副業サイトに関して、同様のトラブル事例の相談が寄せられていること、また、当面、代金は支払わずに、相手との無料通話アプリをブロックして、今後の連絡を一切絶つよう助言しました。相手が訴訟を起こすかどうかは分かりませんが、万が一裁判所から特別送達が届いた場合は、放置をせずに再度相談するようお伝えしました。

#### 「スマホで手軽に稼げる」などとうたう副業サイトに注意してください！

こうした副業の多くは、支払ったお金を超える利益が得られるようなものではありません。勧誘の言葉をうのみにして、すぐに契約をするのはやめましょう。

#### 高額な契約を勧誘されたり、話が違うと感じたときはきっぱりと断りましょう。

消費者金融などでの借金を勧めてまで契約をさせようとする事業者もいます。勧誘を受けても慎重に対応し、実態や仕組みがよく分からない副業サイトには登録しないようにしましょう。

#### お困りの際には、すぐに消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。

## 生活情報ファイル

### 中古品のリユース時の事故を防ぐために

フリマアプリの普及や「製品のリユース（再利用）」の促進により、中古品を利用される方も多いのではないのでしょうか。一方で思わぬ事故も発生しています。次の点に注意してください。



#### 製品がリコール対象製品でないことを確認しましょう。

入手した製品がリコール対象製品だった場合は、使用せず業者に連絡をしてください。また、製品の製造年数や製品に破損や変形などが生じていないか確認しましょう。

#### 非純正バッテリーが製品に取り付けられているかどうかを確認しましょう。

非純正バッテリーが取り付けられていた場合は、製品本体の事業者などのホームページで事故情報などの注意喚起が掲載されていないか確認しましょう。

Q. リコールについて述べた文のうち、正しいものを選びなさい。

1. リコールをするかどうかは法令で決められているだけでなく、会社が自主的な判断で行うこともできる。
2. リコールのかかった商品を持っていても、命にかかわることはないので、無視をしてもよい。
3. リコール制度では、回収に協力した消費者に対し、事業者は必ず返金をしなければならない。
4. リコールした製品は発表から1年以内に100%回収されなければならない。

【第16回消費者力検定（令和元年度実施）応用コースから】

## くらしのまめちしき

### 未成年者契約の取消しについて

#### 未成年者契約の取消しとは？

未成年者は、成年者と比べて取引の知識や経験が不足し、判断能力も未熟です。そこで、未成年者がおこなう契約によって不利益をこうむらないように、法律で保護されています。民法で「**未成年者が法定代理人（親権者や未成年後見人）の同意を得ないでした法律行為は、取消すことができる**」と決められています。

○以下の要件がすべてあてはまれば、未成年者がおこなった契約を取消しできます。

- ・契約時の年齢が**20歳未満**であること
- ・契約当事者が**婚姻の経験がない**こと
- ・法定代理人が同意していないこと

○未成年者契約の取消しができない場合（一例）

- ・小遣いの範囲の少額な契約
- ・結婚をしている者
- ・「成人です」と積極的にウソをついたとき

#### 未成年者契約の取消しの効果

取消しをすると、契約時にさかのぼって、最初から無効なものとされます。

- ・代金支払の義務はなくなります。
- ・未成年者が支払った代金があれば、返還請求できます。
- ・未成年者が受取った商品やサービスは、「現に利益を受ける範囲で」返還すればよく、現に利益が残っていなければ返還する必要はありません。

#### 成年年齢引き下げについて

2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。なお、2022年4月1日より前に18歳、19歳の方が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は、成年年齢引き下げ後も引き続き、取り消すことができます。

「試してみよう、消費者力！第8回」解答と解説⇒（正解—1）

法令の規定に従うリコールと事業者の判断で行うリコールがある。事業者はリコール製品の無償修理・交換・返金などを行うことになり、必ずしも返金をするわけではない。すでに廃棄済みであったり、情報が行き届かないなど、すべてを回収することは難しい。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。